

大鰐町事業者持続化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の中小企業者及び小規模事業者の事業継続、事業承継又は新規事業の創造を支援することにより、地域経済の活性化と持続可能な地域経済の構築を実現するため、予算の範囲内で大鰐町事業者持続化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大鰐町補助金等の交付に関する規則（昭和49年大鰐町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定するもの（医師、歯科医師及び個人の農林業者を除く。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和8年3月1日から令和8年12月15日までに実施する次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 経営を維持・持続するための事業
- (2) 新規事業を展開するための事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 自らの事業上の仕入れに係る取引に関する事業
 - (2) 特定の政治活動又は宗教活動に係る事業
 - (3) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、町内に営業実態のある事業所を有する中小企業者又は小規模事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に本社の登記がある法人又は町内に事業所を有する個人事業主であること。
- (2) 直近一期（1年間）の確定申告又は住民税の申告において事業による収入額が総収入額の5割以上を占めていること。ただし、令和8年3月1日以降に事業を開始した者については、この限りでない。
- (3) 本町以外の市町村を含む市町村税（法人等にあつては、法人等及びその代表者に係る市町村税）を滞納していないこと。
- (4) 大鰐町暴力団排除条例（平成23年大鰐町条例第21号）第2条に規定する暴力団又は同条例第5条第2項に規定する暴力団員に該当しない者であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表のとおりとする。

建物費、設備費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、ソフトウェア費、その他町長が必要と認める経費

(補助限度額及び補助率等)

第6条 補助限度額及び補助率は、次の表のとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

| 補助限度額 | 補助率 |
|----------|------|
| 300,000円 | 2分の1 |

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、大鰐町事業者持続化支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 誓約書及び調査同意書(様式第4号)
- (4) 仕様書、見積書及びデザイン図等補助事業の内容が分かるもの
- (5) 直近一期(1年間)の確定申告書の写し及び事業の収支内訳書
- (6) 本人確認書類の写し(法人の場合は不要)
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭

和25年法律第226号)の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付が適当と認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、大鰐町事業者持続化支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により、補助金の交付が不相当と認めたときは、大鰐町事業者持続化支援事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第6条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として町長が定める日は、補助金の交付決定通知書を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(事業内容の変更)

第10条 第8条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更する場合は、あらかじめ大鰐町事業者持続化支援事業補助金変更承認申請書(様式第7号)を町長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助事業の中止及び廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ大鰐町事業者持続化支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を町長に提出して、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日（前条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和8年12月25日のいずれか早い日までに、大鰐町事業者持続化支援事業補助金完了（廃止）実績報告書（様式第9号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書（様式第10号）
- （2） 収支決算書（様式第11号）
- （3） 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- （4） 成果品又はその写真
- （5） その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第13条 町長は、前条第1項の規定による実績報告があったときは、内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、大鰐町事業者持続化支援事業補助金交付額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、町長が定める日までに、大鰐町事業者持続化支援事業補助金請求書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第15条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものがあるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補助金交付の制限）

第16条 同一の補助事業者に係る補助金の交付は、1回限りとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。